

## 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会について

### 1 社会福祉協議会の概略（位置づけ等）

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において、「地域福祉の推進を図る団体」として位置付けられ、国、都道府県、市町村全てにそれぞれ設置される社会福祉法人格を持つ民間の団体です。

地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動をおこなっています。

社会福祉協議会の活動の財源は、会員の皆様からの会費、共同募金の配分金、長久手市などからの補助金や委託金、市民の皆様からの寄付金などで成り立っています。

#### 〔社会福祉協議会の性格〕

地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行う、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

#### 〔社会福祉協議会の活動原則〕

##### ①【住民ニーズ基本の原則】

広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。

##### ②【住民活動主体の原則】

住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。

##### ③【住民性の原則】

民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。

④【公私協働の原則】

公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。

⑤【専門性の原則】

地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。

## 2 長久手市社会福祉協議会

(法人認可・設立登記：昭和61年3月、事業開始：昭和62年4月)

[事務局体制]

① 総務係

法人運営部門全般、福祉の家貸館管理業務

② 地域福祉係

地域福祉事業全般、生活福祉資金等貸付事業、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立相談支援事業、認知症地域支援推進事業  
共同募金、会員募集、ボランティアセンター事業

③ 地域支援係

地域力強化推進事業（CSW）  
多機関協働相談支援包括化推進事業  
生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）、

④ 高齢相談支援係

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所

⑤ 障がい相談支援係

障がい者基幹相談支援センター

## 3 役員及び職員数

(1) 役員

理事7名（うち、会長1名・副会長2名）、監事2名

(2) 評議員会

評議員14名

(3) 職員数

令和2年10月現在

正規職員30名、嘱託職員7名、臨時職員17名

## 4 財源等

### (1) 令和2年度の予算内訳

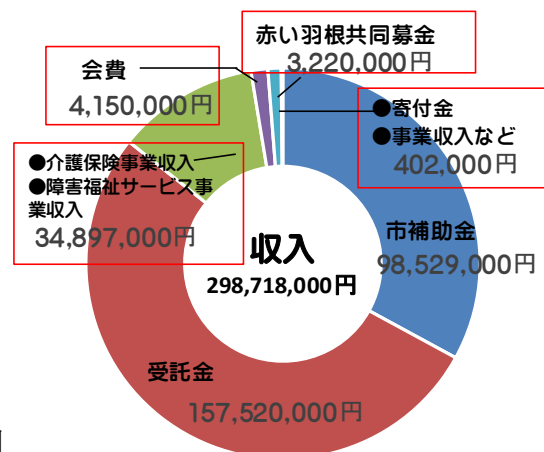
[ 収 入 ]

#### **(A) 自主財源 ( ) 内) 計 42,669,000 円**

(1) 社会福祉協議会会費	4,150,000 円
(2) 共同募金配分金	3,220,000 円
(3) 介護保険事業収入など	34,897,000 円
(4) 寄付金等	402,000 円

#### **(B) 市補助金及び受託金 計 256,049,000 円**

(1) 市補助金	98,529,000 円
(2) 市からの受託金	155,998,000 円
(3) 県社協からの受託金	1,314,000 円
・日常生活自立支援事業	1,174,000 円
・生活福祉資金事業	140,000 円
(4) その他受託金	208,000 円



[ 支 出 ]

#### **(A) 自主事業 141,198,000 円**

社協が市補助金と自主財源により独自に事業を実施するもの

- (1) 法人運営事業
- (2) 地域福祉事業
- (3) 居宅介護支援事業 等

※ 事業の詳細は後述します。

#### **(B) 受託事業 157,520,000 円**

### (2) 社会福祉協議会の自主財源について

#### ① 社会福祉協議会会員制度について

社協は、社会福祉活動を推進することを目的とした民間の組織で、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活をするために、緊急時の生活再建のための資金の貸付、ボランティアや地域のサロン活動など市民活動の支援、福祉教育など様々な活動を行っており、市民のための支え合いの制度として会員制度を設けることになっています。

これらの活動には、市からの補助金などの財源の他に地域や法人の皆様からいただく会費によって支えられており、会費をいただくことにより、会員として地域福祉の推進にご協力をいただいていることとなります。

○ 社協会費の推移

年度 会員種別	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
	(件数) 金額 (円)	(件数) 金額 (円)	(件数) 金額 (円)	(件数) 金額 (円)
一般会員	(6,334 件) 3,179,720 円	(6,739 件) 3,373,100 円	(6,951 件) 3,479,100 円	(6,866 件) 3,443,250 円
賛助会員	(21 件) 28,000 円	(28 件) 30,000 円	(16 件) 19,000 円	(19 件) 21,000 円
法人会員	(110 件) 401,492 円	(127 件) 444,000 円	(119 件) 428,000 円	(115 件) 403,000 円
合 計	(6,465 件) 3,609,212 円	(6,894 件) 3,847,100 円	(7,086 件) 3,926,100 円	(7,000 件) 3,867,250 円

② 共同募金事業について

社協の独自事業のもう一つの大きな柱に赤い羽根共同募金事業があります。共同募金事業は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう「じぶんの町を良くするしくみ」として全国で取り組まれており、長久手市での募金額の 7 割程度が翌年度に本市に配分されます。また 12 月からの歳末募金、さらには翌年 1 月からは、市独自のテーマを決めての募金活動を行っており、テーマ型では、小・中・高等学校への入学支援を行うために「ひとり親家庭の入学準備応援募金」を展開しています。

(3) 社会福祉協議会の自主事業について

① 資金貸付事業（生活福祉資金・はやぶさ資金）

生活福祉資金特例貸付を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮した世帯に対して緊急小口資金及び総合支援資金貸付を行っています。また、ライフラインの確保等が必要な世帯へはやぶさ資金貸付を実施しています。

《令和 2 年度上半期実績》

		相談件数 (延べ数)	貸付決定件数	合計貸付金額
生活福祉資金貸付事業 (特例貸付を除く)		13 件	1 件	288,000 円
特 例 貸 付	緊急小口資金	595 件	244 件	44,400,000 円
	総合支援資金	246 件	54 件	19,458,000 円
はやぶさ資金貸付事業		6 件	2 件	41,271 円

② ひとり親家庭入学準備助成事業

ひとり親家庭入学準備助成事業により、翌年度進学する子のいる生活に困窮するひとり親世帯へ各1万円の助成金を支援しています。

《令和2年度上半期実績》

助成件数 24件 (令和元年度84件)

助成額 240,000円 (令和元年度840,000円)

③ 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業を実施し、認知症や障がいのある方への、金銭管理や福祉サービス利用援助などを行っています。

《令和2年度上半期実績》

契約件数 16件 (令和元年度17件)

④ フードドライブ事業

家庭で眠っている食品を募り、生活に困った方を無償で支援する「NPO法人 セカンドハーベスト名古屋」へ届ける活動を行なっています。

《令和2年度実績》

・実施期間 令和2年10月27日～11月1日

・寄付者 28人

・寄付食品数 米類171.8kg など 合計1,030点

※ 本市がセカンドハーベスト名古屋から食糧支援を受けた件数

昨年度(令和元年度)実績 30件

⑤ ひとり暮らし学生等対象食支援事業 (新)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて困っている長久手市内に住む一人暮らしの学生さんを「食」で応援する事業を行っています。

※ 申請人数 268人 (定員500名)

⑥ ボランティアセンター事業

ボランティア相談員と連携し、ボランティアセンター登録団体への助成など、市内でボランティアの活動が充実するよう取り組んでいます。

また、災害時には、災害ボランティアセンターの運営を担います。そして、その円滑な運営に向け、防災に関する活動をしているボランティア団体と連携して、小学生向けの講座開催を実施しています。

ア ボランティア事業

《令和2年度上半期実績》

- ・ボランティア登録（個人）：68名（新規：18名、継続：50名）
- ・ボランティア登録（団体）：103団体（新規：4団体、継続99団体）

＜ボランティア登録団体内訳＞

分野	団体数	登録人数
障がい者支援	9	425
高齢者支援	12	288
子育て支援	11	470
芸術・文化	27	515
まちづくり	10	1,453
環境保全	10	175
災害救護	8	152
その他	16	534
計	103	4,012

- ・ボランティアマッチング調整

（単位：件）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
0	2	4	1	4	1	12

（令和元年度実績 88 件）

- ・ボランティア活動助成金  
53 団体（5,000 円/年額）

- ・ボランティア保険加入  
活動保険加入者：132 件（1,325 名），行事用保険加入者：2 件

- ・福祉機器等貸し出し

（単位：件）

車イス	講座用機材・ 疑似体験セット	書籍・DVD など その他	ロッカー
12	15	4	42

イ その他

- ・ボランティア運営委員会開催（月 1 回）
- ・ボランティア養成のためボランティア入門講座
- ・災害対策事業  
災害ボランティアコーディネーター養成講座 等

⑦ 福祉教育事業について

市内の全小中高等学校を対象に、社会福祉協力校として委嘱し、福祉実践教室等の福祉教育に関する取り組みを支援しています。

また、ボランティア登録団体と連携して児童福祉体験学習の実施や、キャラバン・メイトと協力し認知症サポーター養成講座を学校、自治会や法人等からの依頼に応じて開催しています。

⑧ 地域交流の集い・サロン活動の支援

地域住民によって主体的に運営されている団体が行う、地域交流のつどい、サロン活動に対して助成金を交付しています。

《令和2年上半期実績》

◎ サロン登録団体 45 件（うち、登録3年までの助成中件数 16 件）

⑨ マスク関連事業として

ボランティアと協力し、手作りマスク募集・配布事業を行い、新型コロナウイルス感染症の影響により不足するマスクを福祉施設等に届けました。

《実績》

◎ 手作りマスク募集・配布事業

- ・実績寄付者数：延べ 73 名
- ・寄付枚数：大人用 1,553 枚 子ども用 665 名
- ・作成用キット配布数：607 枚
- ・配布：大人用 936 枚 子ども用 654 枚 子どもキット 8 セット

◎ マスクポスト事業

- ・設置場所：市内 4 か所（福祉の家・市保健センター・ツキノニジ（パン屋）・市が洞共生ステーション）
- ・設置実績：1,576 枚

⑩ その他事業

- ・福祉まつり、社会福祉大会
- ・福祉作文コンクール、赤い羽根コンクール
- ・男性の料理教室
- ・福祉フォトコンテスト 等

⑪ 居宅介護支援事業

利用者が自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいた適切なサービスが提供されるよう事業者や関係機関との調整を行います。

## 5 社会福祉協議会に委託している事業について

### (1) ながくて地域スマイルポイント事業

#### ア 事業目的・概要

- ・スマイルポイント事業における参加者の利便性を高めるため、参加者の登録及びスマイル手帳の交付を行い、事業の概要説明を行う。また、登録者への活動支援を行う。
- ・貯まったポイントに対して、図書カード等還元品と交換する。
- ・活動場所として受け入れを希望する市内福祉施設に対し、評価スタンプを配布し、登録者の活動実績を把握するために、実績報告を行う。

#### イ 事業効果

市役所の閉庁日においても、スマイルポイント事業登録や還元品などへの交換が可能となり、参加者にとって利便性を高めている。

また、活動場所として登録されている市内福祉施設は37箇所あり、毎月の実績報告により、登録者の活動実績や状況の把握ができています。

#### ウ 課題

福祉施設における活動実績に偏りがみられるため、スマイルポイント事業に対する理解を深めるよう周知・PRを強化する必要があります。

### (2) 地域力強化推進事業

#### ア 事業目的・概要

小学校区ごとにCSWを配置し、地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりと地域における課題を包括的に受け止め、必要に応じて適切な支援機関につなぐ体制づくりを行う。

#### イ 事業効果

- ・CSWが「福祉のなんでも相談員」として、地域住民の困り事などの相談を受け止め、解決に向けて適切な支援機関等につないでいる。
- ・地域住民の地域での活動へのきっかけづくりや関心を高めるため、地域福祉学習会などを実施し、地域住民等に地域福祉活動への参加を促すための取組を実施。
- ・地区社協を通じて、地域課題を把握して、解決に向けた話し合いや取組を実施。



## ウ 課題

地域においては、CSWの認知度は高くないことから、さらなる周知と積極的なアウトリーチが必要である。

### (3) 生活困窮者相談支援業務

#### ア 事業目的・概要

生活困窮者自立支援法第5条に基づき事業を実施している。次の2事業を一括して委託している。

##### ① 自立相談支援事業（必須事業）【国庫負担金3／4】

事業の中心となる事業。支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

##### ② 家計改善支援事業（任意事業）【国庫補助金1／2】

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。

#### イ 事業効果

長久手市社会福祉協議会に委託することで、土日も相談受付をしており、市役所での相談窓口と合わせ、年末年始を除いて相談業務ができる体制が整っている。

また、新規相談件数が増えてきており、継続して支援しているケースも着実に増加していることから、生活保護の受給に至る前に適切な支援ができるようになってきていると考えている。

## ウ 課題

生活困窮になる問題が多様化・複雑化しているため、研修等により相談員の専門的な知識の蓄積を図る必要がある。

### (4) 個別訪問調査

○調査対象者数 121人

調査実施人数 102人（うち訪問74、電話・アンケート28）

#### ア 事業目的・概要

生活に困窮している人や困っているが支援が受けられていない人

を早期発見し、問題が大きくなる前に対応することを目的とし、障害者手帳所持者（知的・精神）のうち、障がい福祉サービス等を利用していない方を個別に訪問し、生活状況等について調査を実施する。平成28年度年から開始。

#### イ 事業効果

- ・地域課題の把握ができる。
- ・必要に応じてサービス及び専門機関につなぐことができる。
- ・何かあったときの相談先のひとつとして、障がいのある人やその家族に障がい者基幹相談支援センターを知ってもらうことができる。

#### ウ 課題

- ・対象者が増え続けているので（減ることはない）、現在の調査方法の維持が困難になることが想定される。
- ・福祉サービス等の情報提供をしても福祉サービスを利用することのない方など、生活状況に変化が見られない方については長期伴走型の支援が必要と考えるが、その体制が未整備である。